②　親事業者は、工場移転等に際してはその計画についての情報を計画の進捗に応じて逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めるものとする。

⑶　経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

第７　下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

⑴　親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。

⑵　親事業者は、下請取引の紛争に関する協議において、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

⑶　下請事業者は、必要に応じて下請企業振興協会の紛争解決のあっせんを活用するなど、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

第８　その他下請中小企業の振興のため必要な事項

１）　基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

２）　国等の他の施策との関連

⑴　下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

⑵　親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。

⑶　複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。

⑷　下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

３）　業種特性に応じた取組

⑴　業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、適正な下請取引が行われるよう経済産業省等が策定した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下「下請ガイドライン」という。)を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

⑵　業界団体等は、親事業者と下請事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、業種別の下請ガイドラインに基づく活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努めるものとする。親事業者の取組がサプライチェーン全体に与える影響は大きいことから、親事業者は、こうした業界団体等の取組に、積極的に協力するよう努めるものとする。

４）　取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的に下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

５）　支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するよう努めるものとする。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

６）　本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

⑴　下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。)は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。

⑵　下請事業者、下請グループ、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

７）　報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

⑴　下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならないものとする。

⑶　親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に努めるものとする。

８）　知的財産の取扱いについて

⑴　下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

⑵　下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。

⑶　親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

９）　計算書類等の信頼性確保

下請事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。